

- (3) 主たる事務所の所在地
伊丹市池尻3丁目430番地の1

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域活動を行う市民及び団体の自立・発展、事業の円滑な運営のための支援、地域に根ざした福祉活動支援や人材の育成を行うことによって、様々な立場から市民の社会参加の増進、特定非営利活動法人をはじめとするNPOの設立等活動支援、地域福祉の推進及び地域活性化を図り、誰もが夢をもって暮らせることのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成17年7月27日から2月間

- (2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人さわやか北摂から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年8月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日

平成17年7月27日

- 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称

特定非営利活動法人さわやか北摂

- (2) 代表者の氏名

久恒千里

- (3) 主たる事務所の所在地

川西市水明台1丁目3番地の2

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、川西市及びその近隣のあらゆる市民を対象とし、高齢者及び障害者等への福祉サービス活動及び育児サービス活動を通じて、“ふれあい社会”の構築に務め、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成17年7月27日から2月間

- (2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人国際教育文化交流協会から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日
平成17年 7月28日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人国際教育文化交流協会
 - (2) 代表者の氏名
田 中 カズ子
 - (3) 主たる事務所の所在地
神戸市灘区六甲台町12番21-301号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、在日の留学生をはじめ在日外国人、一般市民に対し、国際理解の向上に関する事業を行い、21世紀の国際的な人財交流を推進するグローバルネットワークを構築し、地域における国際科の推進、啓発、普及をもって、国際平和に貢献することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
平成17年 7月28日から 2月間
 - (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人にっし倶楽部から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日  
平成17年 7 月29日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人にっち倶楽部
  - (2) 代表者の氏名  
久 野 幸 子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
芦屋市宮塚町 1 番 4 - 202号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、中高年齢者に対して「元気なお年寄り」も「介護が必要となったお年寄り」も人生を最後まで楽しく幸せな気持ちですごしていけるような地域づくりをめざすことを目的とした地域情報誌発刊等に関する事業等を行い高齢者の自立支援に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間  
平成17年 7 月29日から 2 月間
  - (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人宅老所ひだまりから定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日
平成17年 7 月29日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人宅老所ひだまり
 - (2) 代表者の氏名
笹 倉 エミ子
 - (3) 主たる事務所の所在地
多可郡黒田庄町大門274番地の 1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、共に支え合い豊かに老いる地域づくりを目指し、デイサービス・ホームヘルパー派遣・居宅介護支援事業及びグループホーム開設に関する調査研究を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与する。